

県南広域振興局長告示第 121 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 1 項の規定により、次のとおり土地改良区の新たな土地改良事業の施行を認可した。

平成 19 年 5 月 25 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

土地改良区名	所在地	地区名
猿ヶ石北部土地改良区	花巻市	中央第 5 号